

「みんなで作ろう 市民トーク」開催結果（勝間田地区）

1 日時等

- (1) 日 時 7月24日（火） 午後7時00分～午後8時15分
- (2) 会 場 勝間田会館
- (3) 内 容 市長による市政情報、地区が希望する説明、質問票
- (4) 参加人数 66人



2 地区の希望する市政内容について説明（19:55-20:15）

(1) 茶園の荒廃農地の山林への地目転用について

茶園の荒廃農地が、市内各所に発生している。特に傾斜地の茶園は、一度放棄すると農地としての再利用は困難と思われる。今後の地主の負担を考えると、山林に地目転用すべきである。

傾斜地茶園を山林に転用するには、現在どのような問題があり、それに係る経費（牧之原畑総の事業に係る決済金等）は、どのくらい必要なのか。また、畑地としての継続が困難な荒廃農地に対し、行政としていかに対応するのか。できれば、地目転用を行政負担で計画する等の政策をお願いしたい。

【回答：横山副市長】

市としては、耕作できなくなった農地は、可能な限り隣地の方や農地中間管理機構に貸し出すことをお願いしています。

また、お茶に変わる作物の栽培について、JAと連携して、取り組み者の支援を検討しております。

傾斜地で耕作が不可能な荒廃農地については、農業委員会がその土地の現況や権利状況を確認、審査を経て、条件を満たせば「非農地通知」という制度によって非農地としての認定を受け、土地所有者が法務局で地目を変更する方法があります。

次に、転用決裁金についてですが、これまでの用水建設費、維持費などから算出されますので、一概にいくらと言えませんので、個別にご相談いただければと思います。また、畑総においては、先ほど申し上げた非農地と認められた土地について、農地以外への転用と同様に、決裁をしていただき受益地から除外することを検討しています。

なお、このような地目変更や決済にかかる費用につきましては、あくまでも個人の土地のことですので、土地所有者にご負担をお願いします。

【再質問】

一般的な数字ではないかもしれませんが、私の固定資産の評価額からすると課税標準額が山林は 29.8 円/m²、畑は 71.4 円/m²となっている。そこから 1.4% の固定資産を取っているから税額としてはもっと少ないが、アグリ通信に記述がある通り「荒廃農地」というものを市は認めているに、現況畑としての価値がない土地から畑の区分で固定資産税を取っている。おかしいと思わないか。

【回答：横山副市長】

農地というのは農地法という法律があり、地籍調査の見直し時に、農地であった事実はありましたから、地目上は農地ということになります。

農地法上、農地を農地以外に転用する場合には、法律で目的をキチっと持っていないなければならない。そのため農地をただ荒らしているから雑種地や原野にしろというわけにはなかなか簡単にいきません。

【再質問】

法律上クリアできるのにいくらかかるのかを聞きたい。大井川土地改良区のホームページを見ると、農地転用により受益地から除外する際には決済金 180 円/m² (18 万円/反) が必要と書いてある。これを払えば山林になるのか。

【回答：横山副市長】

農業委員会が非農地とみとめた場合にはタダです。非農地通知書を持って自分で法務局へ行って地目変更の登記をすれば、お金はほとんどかからない（手数料程度）。市として他にかかる費用はないと思います。

【再質問】

この 180 円/m²のルールは、40 年も前に決めたことであって、茶業の現状に即してないと思う。既に経済価値のない畑に対しては、土地改良区のルールを変えていく必要がある。このしくみを変えるにはどうしたら良いか。

【回答：横山副市長】

土地改良区には、受益地となっている各市から理事・総代が出ており、そこから規約を変えていくしかない。

【再質問】

理事である市長から、180 円/m²を国・県・市でみるように声を上げてほしい。そうした上で農地を山林に転用してほしい。

【回答：杉本市長】

私一人が理事会で吠えてもしょうがないので、まずは地域の総代会の中で、理事にも入ってもらいながら議論を深めていく。また他市の総代の皆さんにも理解をいただかないといけない。

【再質問】

ぜひそうした方向でスタートしてもらいたい。なぜこうした質問をしたかという、用水組合の役員人選の中で、放棄茶園の地主が出てくる。本来なら用水組合から抜けるような人が、茶園の所有者ということで役員をやる。組合員でもすでに農業をやってない方が多く、口座から引き落としもできない。未収金も発生している。用水組合の統廃合を考える時代が来ている。畑としての価値がない茶畑を山林にして、農業をやめた家から農地をなくしてあげたい。農地を持っていると老後に苦労することになる。

【回答：杉本市長】

耕作放棄地は増えている。今のご意見はもっともだとは思いますが、もともとは山林を改植し、茶畑にして営業活動をこれまでしてきました。畑総の受益地に入ってきた事実もある。全てが改良区の責任ではなく、耕作者にも土地を持つ権利があると同時に、義務もあります。しかし、畑総の受益地は現状にあったものに見直しする必要は感じていますし、水利用についても当初の計画通り水を使っていないので、見直す必要はあります。そういう話はどこかで切り出していないといつまでも変わらない。基盤整備も必要で、秩序ある農地の保全をしていかなければならない。また改良区の中で話をさせていただく。

(2) 消防第5分団の班統合に伴う詰所の移転とゆうゆうランド東側の水田放棄地の活用について

平成28年頃より、消防第5分団の役員や、5分団出身の本部役員から、団員の減少による第5分団1班と3班の統合と、詰所移転の話がありました。

市からも、詰所の移転・新築を進めているので、平成30年度中には移転先を決めてほしいとの要請が勝間田区へありました。

分団が検討した候補地の1つに、ゆうゆうランドの東側（向かい側）がありました。区主催のつつじ祭り（勝間田公園）や、絆づくり実行委員会主催の「逃走中」「さくらまつり」などのイベントが、勝間田公園やゆうゆうランドを会場に行っており、多くの来場者があります。その際は、日機装さんに駐車場を借りているのが現状です。

また、高齢者のグラウンドゴルフ愛好会からも、ゆうゆうランド東側にグラウンドゴルフを楽しめる広場が欲しいとの要望があります。

以上のことから、勝田下ゆうゆうランド東側に、消防団詰所と駐車場を兼ね、グラウンドゴルフができる広場の造成を要望いたします。

【回答：杉本市長】

私も「ゆうゆうランド」は主要な公園であると思っていますし、もっと親しんでいただけるよう整備したいと思っています。絆づくりの皆さんには、芝生を刈ってもらうなど献身的な管理に感謝していますし、「逃走中」、「桜まつり」など、いろいろな形で使っていて、いい公園だなと思っています。

地域の皆さまのご意見やご協力により、平成29年度にはステージやパーゴラ等の改修を行いました。本年度は駐車場、トイレの洋式化、ローラースライダー横階段の改修工事を予定しており、安全で、使いやすい公園にしていきたいと考えています。

駐車場や広場の計画ですが、グラウンドゴルフは高齢者の健康長寿にとって、最たるスポーツだと思っています。市として、さらなる公園の活用を考えたとき、場所として道路の反対側がいいのか、横がいいのか、よりよい場所を相談させていただきたい。土地も無償で貸していただけるとのお話を伺っているので、公共工事の残土を使って安く整備することも可能ですし、仁田でも同様の話がでていきますので、また相談させていただきたいと思います。

前向きに検討するよう担当に指示をしてあります。会を重ねる中で整備計画を作らせていただきたいと思います。

消防団の詰所については、まだ5分団として候補地が決まっていないということです。消防詰所の建て替えについては、1年1か所程度で順次実施していく予定で、まだ時間はあります。分団内の詰所の配置や、安全性などを考慮し、ここ数年で消防団や地域と協議しながら、まずは場所の選定をお願いしたい。

市でも公共施設の適正化ということで「3つを2つに」という形で進めています。私も夜警巡視に伺いますが、詰所は老朽化しており、1年でも早く実施したい、話がまとまれば前倒ししてでもやりたいと考えています。